

永森直人委員の質疑及び答弁

筱岡委員長 永森委員。あなたの持ち時間は60分であります。

永森委員 お疲れさまです。

本日のラストバッターということでございます。大分、皆さんお疲れのことかと思えますけれども、60分お付き合いをいただければと思っております。

本日、私は4人目でありますけれども、3人の皆様方のお話を聞いていますと、ウェルビーイングという言葉について、大変たくさん触れられているのが印象的でした。

私からは、子供のウェルビーイングの向上についてということを通じまして、ウェルビーイングについて考えてみたいと思っております。

ウェルビーイングあるいは幸福の形というのは様々であり、定義することが難しいわけでありましてけれども、幸福とは何かという問いに対して、すっとんと腹に落ちた答えがあります。

それは、富山県のウェルビーイング施策にも関わっていらっしゃる石川善樹さんの言葉であります。幸福とは何か。幸福とは「適切な数の選択肢と自己決定できる環境」があること、とのことでした。

先般、県が実施した子供の生活実態調査の結果が公表され、子供の貧困の実態が明らかとなりました。経済的に困窮した家庭においては、中学2年生にして大学進学を諦めてしまう割合が明らかに高くなっている、部活動の参加割合が低いなど、子供の選択肢が制限されている実態が浮き彫りとなりました。

一定の所得水準や社会保障の十分な提供がないと、子供には適切

な選択肢と自己決定できる環境が与えられないことの典型的な例ではないでしょうか。こうした状態をなくすことは、幸福追求の大前提であるように思います。

他方で、人の生き方は多様となっています。多様となり過ぎていると言っても過言ではありません。

幸福とは、適切な数の選択肢と自己決定できる環境であるとするれば、自分がどのような人生を歩みたいのか、自ら考えて自己決定する能力を身につけていくことは、ウェルビーイングな人生を送るために不可欠な能力と言えます。

こうしたことを踏まえつつ、最初に高校教育、中でも県立高校入学者選抜について質問いたします。

平成31年、中央教育審議会は「児童生徒の学習評価の在り方について」という報告を行っており、この中では高等学校入学者選抜について、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法について見直しを図ることが必要としています。つまり、国は入試制度の改革を求めています。

こうした動きを受けて、ざっとインターネットを検索するだけでも、多くの県で高校入試改革について検討組織を立ち上げ、議論が進められていることが確認できました。

全国的に入試制度の課題を検証し、制度改正につなげる動きが広がっているように見えますが、本県の県立高校入学者選抜の制度は、どのような変遷をたどって確立されており、今日までその課題についてどのように議論がなされているのか、荻布教育長に伺います。

荻布教育長 本県の県立高校入学者選抜については、遡りますと、昭和25年に新制高校としての県下一斉の学力検査が開始され、昭和37

年までは9教科を1日で実施していました。昭和42年から5教科の検査となり、現在の英語聞取りを含めた6つの検査を2日間で実施する形態は、平成9年からであります。

選抜制度については、本県では、国の通知等に基づき、入学者選抜の改善などを図るため、高校と中学校の関係者による連絡協議会を毎年開いておりまして、点検協議の上、見直しを行ってきています。

これまで、例えば選抜方法の多様化として、推薦選抜の導入、また学校ごとの特色化としては、傾斜配点の導入、評価尺度の多元化としては、調査書または学力検査の点数が上位にある場合には、一方のみで判定を可能としたことなどの見直しをしてきております。

また、別室受検などの受検上の配慮申請手続の明確化、また追検査の導入、近年では新型コロナウイルス感染症罹患者などへの対応など、志願者の受検機会の保障に関して制度の整備を行ってきています。

委員からお話のありました平成31年の中央教育審議会の報告は、主に入学者選抜における調査書の利用方法に関するものなどとなっております。具体的には、例えば3年間の成績が均等に取り扱われているケースなど、受検時の学力が十分評価されていない場合があることなどを課題として、高校や教育委員会に対し、必要に応じ見直しや改善を促すものとなっております。

本県では、調査書の利用方法については、2、3年次の学習の記録のみを比重1対2として取り扱っており、現在のところ変更を行ってきておりませんが、この点を含めて、入学者選抜の制度上の課題については、今後も中学校や高校から広く意見聴取をし、必要に

応じ改善に向けて丁寧に議論をしていきたいと考えております。

永森委員 いろいろと改善もしてきておられるということだろうと思いますけれども、他方で、もう全国的に様々な議論があるということも、教育長も十分認識をされたことだと思っております。思いとすれば、やはりこうした制度、ほかの県の例を見ていまして、非常にこうオープンな場所でそうしたことが議論されるようになってきているのかなと思っております。

高校、中学校の学校間で様々な議論もなされているということでもありますけれども、一方で、どんなふうに決まっているのかということがオープンにされていないということは、今後の課題なのではないかと思っております。

続いて、高校入試における調査書、いわゆる内申点制度について伺いたいと思います。

本県の県立高校の入学者選抜実施要領によれば、一般入試の配点は学力検査、いわゆる試験の点数が200点満点。そして、調査書——内申点ですけれども150点満点、合計350点満点となっております。内申点の割合は決して低くなく、進学先を決める重要な要素になっていると思います。

日本各地で入試制度の改革が進められていると申し上げました。内申点制度について話題となったのは、広島県の例です。広島県の平川理恵教育長は、入試制度の改革に取り組み、実現するわけですが、内申点制度にも課題を感じ大きく改変しました。

その中身は、学力検査の割合を上げて内申点の割合を下げる。内申点も、1、2年生の割合を下げて、3年生の割合を上げる。つまり、入試時点に近い本人の努力を反映できるように、簡単に言えば、

最後に頑張れば挽回が利くようにしたわけであります。その他、調査書から出席、欠席の記載をなくした。不登校が不利とならない配慮をされたというところであります。とても合理的な改革なのではないかなと私は感じました。

本県においても、入学者選抜における調査書、内申点制度について、学力検査との配点のバランス、調査書の学年間の比重、また11月定例会では、奥野県議が調査書における不登校の子供の取扱いについて取り上げましたけれども、不登校などの子供たちに、よりチャンスが与えられる制度となるように議論が必要なのではないかと考えますが、萩布教育長に伺います。

萩布教育長 委員から今ほど御紹介のありました広島県では、令和5年度選抜から調査書を簡素化し、氏名と性別のほかは学習の記録として、1年次から3年次の5段階の評定のみの記載としており、調査書の得点は3年次の到達度をより重く評価し、3倍としております。

さらに、新たに面談方式で行う自己表現というのを受検生全員に課し、判定の際には学力検査、調査書、自己表現の点数の比重を3対1対1としておられます。

本県の一般選抜での調査書の点数は、2年次と3年次の成績を1対2の比重で換算した上、特別活動などの評点も加えて算出をしており、合否判定の際には、調査書と学力検査の点数を対比し、同等に取り扱うこととしております。

選抜方法が異なるので、単純に比較できませんけれども、調査書のウエートは、本県のほうが広島県よりも重くなっているということだと思います。

なお、本県の一般選抜では、調査書、または学力検査の点数が定員の上位10%以内にある場合には、どちらか一方の点数のみにより判定できるとなっております。

文部科学省は、調査書については、生徒の個性を多面的に捉え、優れている点や長所を評価していくこととしており、これまで本県では学習の記録や特別活動だけでなく、その他の記録についても審査をした上で合否判定に活用してきております。

県教育委員会では、入試制度の在り方について、高校と中学校の関係者による連絡協議会を毎年開き協議をしてきておりますが、今後も不登校経験者を含めた全ての生徒が安心して進路を選択できるよう、丁寧に議論をしていきたいと考えております。

永森委員 引き続き、高校入試の調査書、内申点のことについて聞いてまいりたいと思っております。

内申書は、150点で構成されていると申し上げました。150点のうち135点は学習の記録、つまり国語、数学など9教科の評価であります。そして、残り15点は学習以外の記録、つまり学校行事、生徒会、部活動などの評価となります。

今後、中学校の部活動については、本格的な地域移行が進む中で、部活動の任意化も進み、生徒はボランティアをしたり、あるいはもしかしたら起業したりと、学校外での活動機会も増えるはずであります。調査書の評価においては、こうした学校外で身につけた多様な能力や体験、結果を評価する仕組みが重要になると思います。

一方で、お話をお聞きすると、例えばサッカーや野球などの競技において、部活動に属さずクラブチームに属して活動し、優秀な結果を残しても、このことが内申書における特別な活動の評価として

記載してもらえないとの声を聞きました。

現状認識と所見を荻布教育長に伺います。

荻布教育長 高校入学者選抜では、志願者の多様な能力、適性や意欲、関心などを適切に評価できるようにすべきであり、先ほど答弁したように、本県では調査書を合否判定の資料として扱ってきております。このため、調査書の部活動等や趣味・特技欄には、生徒の個人的な活動も含め、優れている点や長所などを幅広く記載いただくことが望ましいと考えています。

一方、調査書が選抜の資料となることによって、生徒の主体的な活動に悪影響を及ぼすことがないように、また働き方改革の観点から、調査書の作成において、中学校の教職員に過重な負担がかかることのないよう、記載事項については真に必要な内容とするため、中学校と情報共有をする必要があると思っております。

このため、本県では、毎年、先ほどから申し上げております高校と中学校の関係者による連絡協議会において、調査書の記載事項について確認をし、実施要領で記入内容の例を示した上で、中学校に対する説明会で記入方法や取扱いについて周知をしてきているところでございます。

実施要領には記入上の注意として、部活動以外の各種コンクール、校外活動やボランティア活動など顕著なものを記入すると明記し、委員御指摘の部活動以外の活動については、部活動の地域移行が進むことも踏まえて、記入欄を部活動等としているところでございます。

今後、客観性や公平性を確保しつつ、生徒の多様な資質、能力を評価できる入学者選抜となるよう努めてまいります。

永森委員 今いろいろと議論されているということですがけれども、教育長もう一度、すみません。

今、顕著な例は、調査書に記すようにということで、連絡協議会などの場であったり、各中学校に指導しておられるということですがけれども、他方で学校によって、その取扱いがまちまちな例などが同じ射水市内の学校の中でも、例えばその記載の仕方に違いがあったりするということがあります。

一方で、おっしゃるとおり、生徒の学校外の活動を実際どう公平に把握するのかということになると、これは確かに教員の皆様方の負担が大きくなるということも非常によく分かるわけです。

ですがけれども、国は、そうした活動も含めてしっかりと評価をして、調査書に記載するように求めているという中において、これまでこの内申点の制度について2つほど質問してきたのですがけれども、教育長は、この内申書調査書制度、富山県の制度について、課題は現時点では特にないとお考えということでしょうか。

荻布教育長 入学者選抜については、やはり教育そのものも変遷してきている中で、入学者選抜の方式、内容についても、これは不断に見直しというか、検討、点検すべきものと思っておりますので、これで全く問題がないということではなく、これからも、今回の御指摘も踏まえて、不登校経験者の生徒が安心して選択できるような入試制度とか、そういった視点も踏まえて、しっかり検討していきたいと思っております。

永森委員 簡単に答えられるような問題ではないと思いますがけれども、今ほど教育長から、しっかりと御答弁もいただきましたので、今後ともしっかりと不断の見直しを進めていただきたいという思いであり

ます。

そこで、高校入試について知事にお尋ねをしていきたいと思っています。

まず、知事は総合教育会議の場において、このように発言をしておられます。「現在の1校しか受検できないという、県立高校の入試の在り方も一考の余地がある。第2希望、第3希望の県立高校も受検できるという改革もセットで行うことも検討の余地がある」という発言でありました。

私とは若干観点も違うわけでありますけれども、いずれにしても、知事も現在の高校入試制度に課題意識をお持ちであることが分かるわけであります。

それで、さきに述べました広島県の平川教育長は広島県の教育を変える一つの旗印として、高校入試制度を変えたわけであります。高校入試というのは、言わば中学校の出口となる場所であります。高校入試の中で、広島県の場合は、15歳の生徒に身につけてほしい能力を「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」と明確に定義をして、中学校の教育にも改革を求めました。

高校入試は、多くの子供たちにとって訪れる人生の最初の大きな選択であり、大きな目標でもあります。子供たち自身が、自らを知り、自らの人生の可能性を見いだしていくための重要なプロセスであるとも思います。

社会で求められる能力が大きく変わる中で、また学習指導要領も大きく見直されてきた中で、長きにわたって大きな議論、改革が行われてきていないということは、課題があるのではないかと私は思います。

知事は、県立高校の在り方について、新しい組織をつくり、検討することを表明しましたが、この中で県立高校の入学者選抜の在り方についても、併せて検討していく必要があるのではないかと考えますが、新田知事の所見を伺います。

新田知事 県教育委員会では、令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会において、県立高校の特色化、魅力化について議論を深めてきました。今後も特色と魅力ある高校づくりを進めることで、多様な生徒の主体的な進路選択の実現を図っていきたいと考えます。

高校の特色化、魅力化と入学者選抜制度は、やはり密接に関連していると思います。本県においても、これまで各県立高校が学科やコースの特色に応じ、例えば、推薦選抜では具体的な志望、志願資格を示し、一般選抜では、今ほども議論になりましたが、調査書の教科の配点の比重を変えるなどの選抜方法の工夫を行ってきました。

今後も高校教育改革に合わせて、入学者選抜の在り方について検討が必要だと考えます。

総合教育会議において、委員御指摘のように、本県では一部の学校で推薦選抜や二次選抜があるものの、一般選抜では1校しか受検できないことから、相応の実力があるにもかかわらず、不合格になることを恐れ、受検を諦める生徒がいるのではないかと考えました。

委員と全く同感ですが、幼稚園、小学校、中学校でのお受験というのが本県ではあまり一般的ではないので、そういう意味では、高校受検が初の進路における選択あるいは挑戦ということになると思います。

私は、その最初の挑戦から妥協してほしくない、思いっきりやってほしいという考えから、そのような発言をいたしましたところ

でございます。

ただ、公立高校の複数校を志願できる県も既にあります。そこでは、ルールがかなり複雑になるということ、合否判定の仕組みが分かりにくいという指摘もあります。

また、アメリカでも実施をされていることでありまして、これもやはりかなり複雑なアルゴリズムに基づいて、かなり高度なコンピューターによる判断になるということでもあります。どうも分かりにくいという指摘もあるわけでありまして。当然ですが、高校の入試制度というのは、一方で高い公平性がやっぱり求められます。

また、中学校教育にも多大な影響を与えることですから、先ほども教育長からありましたが、高校と中学校の関係者による連絡協議会で協議をし、制度変更は教育委員会の議決により行ってきました。今後も引き続き教育委員会で、国の動向や社会情勢を踏まえながら、よりよい制度の検討を続けてもらいたいと考えております。

永森委員 知事、ありがとうございました。

この入試制度についても、議論が必要だということをはっきりと明言いただいたことを、本当に感謝したいと思っております。いろんな県で、改革について議論がなされております。私も各県の議論は見ております。その方法とか目指すところはみんなバラバラですけれども、ただ、やっぱり県という単位で自分たちのその県の教育がどうあるべきかとおっしゃったとおり、その教育がどうあるべきかと入試制度というものは、セットだという観点で、どの県も議論が進められているわけでありまして。そういう点を踏まえまして、どうあるべきかという議論をなるべくオープンな場所でしていただくということが、やはり県民の意識を変えたりということにもつなが

っていくとしますし、おっしゃられるとおりに公平性が何よりも大事だという観点でいうと、まさに開かれたところで議論していかないと、そうしたものは逆に担保されないと思っております。

ぜひとも、新しく設置する検討会議の中でも、一つのテーマとしてしっかりと議論をしていただきたいと思っております。

続いて、県立高校と私立高校において、授業料が無償となる所得水準に格差があることについての問題であります。

私も何度か議会で取り上げて、その改善を要望してきたところがあります。

そんな中、令和5年度予算において、授業料無償化に公立私立で格差がある590万円から910万円の所得層の私立学校に通う世帯に対しまして、県単独の補助上乗せ額を倍増されたことは大きな英断であると思っております。感謝、敬意を申し上げます。

さらに、知事はこの課題について、庄司県議の代表質問に対しまして、「お金のことで子供の選択肢が狭められることのないように、ステップバイステップで拡充していく」と発言をされました。

知事の強い意志を感じたところでございます。

子供に自由な選択肢を与えるためにも、そして公立学校と私立学校が同じ土俵に立ってしっかりと切磋琢磨できる、そんな環境を整えるためにも、子供たちからより求められる学校をつくっていくために、この差を埋めるべくさらなる努力が必要と考えますが、新田知事の所見を伺います。

新田知事 授業料の公私間格差の解消につきましては、これまでも県議会、あるいは私学団体からの御意見や御要望をいただいております。

また、今年度3回にわたり開催した総合教育会議の中でも、委員や有識者から、子供ファーストの視点に立って授業料の格差解消を図るべきとの御意見もいただきました。

私としても、こどもまんなかの視点は大変重要であると認識をしています。子供たちが、自分が学びたい教育環境や過ごしたい高校生活をイメージしながら、県立高校あるいは私立高校、それぞれの特色や魅力を踏まえて、希望する進学先を経済的な制約を気にせずに、自由に選択できるような環境が望ましいと考えます。

このため、公私で差が生じている年収590万円から910万円未満の世帯に対し、これまでも県単独で授業料の一部を国の就学支援金制度に上乗せする形で支援をしてきましたが、新年度からは上乗せ額をさらに拡充し、私立高校生を持つ世帯の経済的負担を、あるいはこれから私立高校を目指すという御家庭の経済的負担を軽減することとしました。

もとより、教育の機会均等の観点に立てば、所得に応じた格差や都道府県間での格差が生じないように、国の責任において格差是正に向けた措置が講じられることが望ましい姿と考えております。

県としては、県議会と共に、国に対し就学支援金制度の拡充を粘り強く要望するとともに、本県独自の支援の在り方について、公私それぞれの役割や全国の取組状況なども勘案しながら、引き続き検討してまいりたいと思います。

その結果、拡充したとして、今の立ち位置はどうかということですが、まだまだ上はおられます。ただ、真ん中より上の方に来たと考えております。そんなことでございます。

永森委員 ぜひ、一番上を目指して頑張っていただきたいと思ってお

りますけれども、もちろん予算上の制約もあるのだと思っています。

他方で、これまでなかなか手をつけてこなかったこの部分に対して、しっかりと岩盤を一つ破っていただいたということについては、本当に評価したいと思っておりますし、どうやってその財源を見つけ出していくのか、ぜひともそうしたことについて引き続きしっかりと御検討いただければと思っております。

さて、高校再編について、先ほどもいろいろ触れさせていただきました。知事は、新年度に新たな検討組織を立ち上げまして、県立高校の適正規模や再編基準などの基本方針を定めるとされました。

しかし、高校再編について、県立だけを念頭に再編の議論をするということが、本当にこどもまんなかの議論なのかといえ、私は少し疑問を感じているわけであり、単に、これは教育を提供する供給側の都合の議論になっているのではないかと思うわけであり、ます。

総合教育会議においても、委員の方——ちょっとどなたの発言かは分かりませんが、公立、私立を問わず、子供たちから選ばれる学校をどうつくるかが重要との意見が出ておりました。

公立、私立を問わず、どんな学校をつくっていくことが大事なのか、子供たちに選ばれる学校をどうつくっていくのかということが大事な議論ですと言い換えてありまして、この総合教育会議の取りまとめられた論点整理の中でも、委員の発言の中の一番先頭にこう書いてあるのがこの意見なんですね。非常に重要な視点だと私は思っております。

では、この私立を含めた県内高校の在り方について、双方の役割分担も含めて議論していく場合に、教育委員会の下で、この議論は

果たして可能なのだろうかということですね。教育委員会の下で検討組織をつくと表明をされているわけでありますけれども、実際にはなかなか難しい部分が、私は出てくるのではないかと感じました。

他方で、総合教育会議では、教育委員の皆様方も、もちろんこの中に入っていらっしゃいます。知事も入っていらっしゃいます。総合教育会議というのは、そういう機関なんですね。知事も一委員となってこの議論に参加をされまして、3回目の議事録も読ませていただきました。私は、とてもすばらしい議論が展開されていると感じたところです。

そこで、今後予定されている高校の在り方の検討に際しては、県立高校の在り方にとどまらず、県立、私立の役割分担などを含めた幅広い議論が重要だと考えており、この場合は、新しく設置する検討会議は教育委員会の下ではなくて、総合教育会議、つまり知事の下での検討組織とすべきではないのかと考えますけれども、知事の御所見を伺います。

新田知事 本県の公私にわたる高校教育の在り方について検討するために、今年度、総合教育会議を3回開催しました。そこでは、公私比率あるいは公私の授業料格差、普職比率、学区、学級編制などの論点について課題を整理し、今後の検討の方向性を確認したところでございます。

十分に読み込んでいただいているということですので、新年度は、総合教育会議や令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会で、本年度行いました議論をベースにして、代表質問でもお答えをしたとおり、教育委員会の下、新たな検討会議を設置し、県立高校

の在り方や高校再編に関する学校規模や基準などの基本的な方針について検討することとしております。

私としては、この会議の場で、私立高校の状況も踏まえた議論も進めてもらいたいと考えています。また、公私比率の在り方や、公私の役割を踏まえた魅力向上の取組については、引き続き公私立高等学校連絡会議で、公私協調の下で協議することとしております。

永森委員の御提案も大変に意義のあることだと受け止めますが、法律上、県立高校に係る執行権限は、教育委員会にあることから、県立高校の在り方や再編に関する具体の議論は、まずは教育委員会が設置する新たな検討会議において、十分検討をしてほしいと考えております。

また、私立高校は、各設置者の建学の精神に基づく学校運営を尊重すべきものであることを十分に踏まえながら、公私連絡会議で、私学関係者と丁寧に見聞交換をしたいと考えます。

その上で、総合教育会議では、それぞれの会議で議論された内容を集約して、私を含めてさらに本県高校教育全体の質の向上や魅力アップについての議論を深めて、子供たちから選ばれる魅力ある学校づくりを図ってまいりたいと考えているところです。

永森委員 知事、もう一度お尋ねしたいと思います。

教育委員会の中で、新たな検討組織を立ち上げられるとおっしゃられました。その検討組織の中で、私立高校の役割についても議論がなされると認識してよろしいのでしょうか。

新田知事 そのように考えております。

永森委員 ありがとうございます。

その令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会で、8回

ですかね、議論が重ねられてきておりますけれども、現状、ほとんど私立高校の役割等々についての議論はなされてきていなかったのではないかと考えておりますし、報告書も素案という段階では見せていただきましたけれども、私立のことについての記載というのはほとんどされていないわけであります。

ですので、私は新しくできる組織の中で、私立も含めた議論がなされるということをしつかりと歓迎したいと考えておりますし、またおっしゃられたとおり、しっかりとそうした議論も含めて、議論をしていただきたいと思いますというわけであります。

私たち自民党議員会は、この高校再編の在り方ということについては、これまでの様々な高校の在り方をダイナミックに変えていく議論を期待しているわけであります。

今のお話を聞いていると、この学校の適正規模、再編基準などの基本方針ということになってくると、どうもこれまでの学校再編をやってきたようなプロセスを追随するような形になってしまうのではないかと懸念されております。

本当に、これから求められる人材像が大きく変わっていく中での、高校教育の在り方というものがどういうものなのか、そんなことが総合教育会議の場では非常にしっかりと議論なされていたと聞いていますので、そうしたことを十分踏まえた検討が、この新たにできる検討組織の中でしっかりと行われるように、ぜひともお願いをしておきたいと考えております。

次に、部活動の地域移行の問題について伺いたいと思います。

部活動の地域移行については、中学校で既にモデル的な取組が始まっております。射水市においては、令和4年度からモデル的に柔

道、剣道、バスケットボール競技において地域移行が進められています。

そんな中で、国は地域スポーツ団体にも各種大会への出場を認める方針を示しておりますが、さきに中体連が示した細則によれば、バスケットボール競技については、令和5年度の全国につながる大会は、地域スポーツ団体での出場を極めて限定的にしか認めないことが分かり、これまで地域や地域スポーツ団体での出場を想定して努力を重ねてきた生徒や、先駆的に取り組んできたにもかかわらず、はしごを外された形となった射水市当局において、動揺が広がっております。

現在は制度の過渡期であることは理解しますが、努力を積み重ねてきた子供たちが犠牲になることはあってはならないことであり、極めて遺憾と言わざるを得ません。部活動の地域移行を進める上では、教員の働き方改革という観点も否定はしませんが、やはり、子どもまんなかで考えてほしいと思います。子供が減少する中であっても、工夫をして、子供たちにより幅広い部活動の選択肢を与えてあげること。そして、選手の意欲も様々であり、中には少しでも高いレベルでスポーツに励みたい方々もいます。そうした意欲に応じて、練習の場や大会の場が与えられることが重要と考えますが、荻布教育長に伺います。

荻布教育長 議員から御指摘ありましたとおり、部活動の地域移行を進める上では、生徒の幅広い競技の選択を可能とし、意欲に応じた練習や大会の場を確保することが重要と考えます。

このため、地域移行の国の実践研究などにおいては、各自治体の実情に応じて、休日部活動を複数校の合同練習とするなど、学校単

独ではチームとして活動できない場合も、他校の生徒とチームを組み練習できるようにして生徒の競技選択の幅を広げるほか、専門的な指導による質の高い練習の機会を提供しております。

また、大会への参加は日頃の活動の成果発表の大事な機会でもあり、日本中学校体育連盟では、生徒の参加機会の確保の観点から、来年度から、全国中学校体育大会に地域スポーツ団体などの参加も認めることとしたところであります。

これを受け、県の中体連でも、全国大会予選を含む主催大会における参加認定基準を設け、地域スポーツ団体などの大会参加の受入れ準備を進めてきているところです。

しかしながら、今ほどお話のありましたように、日本中体連から、先般、競技部細則が示されたところ、一部の競技において学校単独で出場が可能な場合は、複数校で活動する地域スポーツ団体の参加は認められないこととされていることが判明したところであります。影響を受ける生徒さんや関係者の方、動揺が広がっていると理解しております。

県教育委員会としましても、この件を部活動の地域移行の動きに反する懸念事項と捉え、先月ですが、国へも問題提起をしたところでございます。

今後も国や日本中体連の動きを注視しつつ、県中体連や市町村とも連携しながら、生徒のスポーツや文化芸術活動の参加機会の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

永森委員 なかなかその競技団体それぞれの示している細則の理屈が分からないわけではないわけでありませうけれども、一方で、地域移行にかじを切ったわけでありませうので、そのあたりは子供に影響の

出ないように、しっかりと配慮をしていただけるように、また国への働きかけをお願いしたいと思います。

さて、大雪や台風などの影響により、鉄道をはじめとする公共交通機関が運休する可能性を懸念し、学校が休校となる機会が今年度も複数回ありました。

他方で、学校長の休校の判断が遅れて、生徒が学校に着いた頃によく休校になったことを知りましたというケースも報道されたところでもあります。

なぜ、休校の判断が遅れるのかといえ、学校の気持ちも分かるわけでありまして、なるべく休校にはしたくない、学びを止めたくないという思いだと思っております。

そこで提案ですけれども、こうしたケースにおいてこそ、リモート授業を導入できないものなのかということでもあります。本来は、すぐさま通常の授業をリモートでできるようになればいいと思えますけれども、そこまではなかなか準備の都合などもあって簡単ではないということならば、少なくとも朝、定時に皆がタブレットを開いて顔を合わせて、その後は教員の指導の下で自習等々で、半日なり数時間なりでもいいので、過ごすということも重要ではないかと思うんですね。

なので、うまくいくか、いかないかも含めて、そういう機会にしっかりと取組を始めていくということによって、この実践を積み重ねていく中で、そうしたことができるようになっていくと思います。

そこで、現在、県立学校においてどの程度の学校でリモート授業が可能となっているのか、荻布教育長に所見を伺います。

荻布教育長 県教育委員会では、令和3年度までに全県立高校に1人

1台の学習者用タブレットやウェブカメラなどを配備しますとともに、通信回線の増強や無線アクセスポイントの増設など、通信環境の強化にも取り組んできました。

また、情報通信技術支援員などの外部人材を全県立高校に派遣し、ICT機器やソフトウェアの利活用に関する校内研修の実施を進めまして、教職員を支援してきています。これによって、現在、全ての県立高校で遠隔・オンライン教育を行う環境は整っているところでもあります。

災害を含めた非常時に、オンラインを活用した教育を実施し、対面授業に相当する効果が得られる場合には、特例の授業として認められることに、制度上もなっております。委員御指摘のとおり、台風や豪雪の影響で一斉休校となる場合などにも、リモート授業の積極的な実施が望まれるところです。

多くの県立高校では、新型コロナウイルス感染症で、濃厚接触者となり、自宅待機となった生徒や学級閉鎖となったクラスの生徒などに対し、学びの保障として、授業のオンライン配信やオンデマンド配信を行ってきているところです。

一方で、降雪や台風などの休校の際に、学校の全学級で、リモート授業を実施するためには、全生徒がタブレットを持ち帰っていることや、配信用の効果的な教材の作成など、ある程度の準備が必要になりますため、各学校では平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要となります。

今後とも、こうした体制づくりの効果的な取組についての情報共有も含めまして、ソフト、ハード両面の環境整備に努めて、児童生徒の資質、能力の育成につなげていきたいと考えております。

永森委員　こちらについても、あまり準備準備とって過重な負担になってもいけないのだらうと思います。

一方で、台風や大雪というのは、何となくその事前に予見ができるものでもあると思いますので、ぜひともまた、そういうチャレンジを各学校現場で進めていただければと思っております。

そして、もはや言い古されている言葉だと思いますが、DXとは、デジタル化が重要なわけではなくて、デジタルを使ってどう変革を起こしていくのが重要ということだらうと思っています。

そういう意味で、今の教育において、どのようなことができていないのか、どのような課題があるのか。そして、課題をデジタル技術の活用でどう解決につなげていけるのかということをしっかり突き詰めて、段階を追って前へ進めていくことが重要だと思っております。

他方で、県教育のDXの議論をいろいろ見させていただいていますが、デジタル技術によりまして、どのような変革を起こそうとしているのか。その方向、未来像というか将来像みたいなものが、いま一つ伝わってこないもので、そこに向かってどんな歩が進められているのかも、なかなか理解できないということになっているわけでありまして。

それで、教育DXを進めるためには、まずしっかりとこの明確な目的意識といたしましょうか、ビジョンを持った人が執行権や責任を背負って進めないと決して前に進まないのではないのかと思います。教育DXの民間専門人材の登用を、ぜひ検討していただきたいと思っております。

教育DXへの本気度が今試されているように私は思っております。

各県、各自治体と言ってもいいかもしれません。県レベルではなくて市町村のレベルでも、いろんな取組を非常に一生懸命やっているところもあれば、そうでもないところもあると思います。相当、差がつき始めているというのが、私の実感です。新たに制定するDX推進条例や推進計画において、教育DXの目指す姿も明確にしかりと位置づける必要があると考えますが、荻布教育長に伺います。

荻布教育長 昨年度設置した富山県教育DX推進会議は、スピード感を持って教育のデジタル化に取り組むために、民間専門人材としてICTコンサルタントや、ICT企業経営者を含む6名の専門家を委員とし、今年度は民間経験を持つデジタル化推進監を加え、開催をしてきています。

教育DX推進会議において委員の助言をいただきながら、昨年度から、教員のICT活用上達のためのステップアップ表の作成や、働き方改革を進めるための統合型校務支援システムの導入、端末持ち帰り時の運用支援や、休日のトラブル対応を行うGIGAスクール運営支援センターの開設などを順次進めてきているところでございます。

また、昨年度、国において学校教育情報化推進計画が策定されたことを踏まえ、本県においても富山県学校教育情報化推進計画の策定を進めております。

この計画は、ICTを活用し、児童生徒の力を最大限に引き出すとともに、業務の効率化など、教育現場の負担軽減などを図り、ひいては教育をよりよい方向に変革するということを計画目標とし、教育DXの目指す姿として、全ての県民が生き生きと自分らしく暮らせるウェルビーイングの向上、そして誰一人取り残さない持続可

能で多様性と包摂性のある社会の実現を掲げる予定としております。

来年度も引き続き、民間の専門人材の助言を積極的に取り入れますとともに、今後、県で新たに制定されるDX推進条例や推進計画において、教育DXの目指す姿についても明確に位置づけをし、関係部局とも連携しながら教育DXを推進していきたいと考えております。

永森委員 今ほど教育長からウェルビーイングであるとか、誰一人取り残さない教育ということをしてDXにより実現をしておっしゃっていただきました。

他方で、そのために教育の中で何をしていかなきゃいけないのかという、その具体のところはやはりまだまだ明確でないで、そのあたり、DXを使ってどう変えていくのかというところが分からないのかなと思います。このあたりの具体化も含めて、今後御検討いただければと思っています。ありがとうございました。

次に、子供の安全・安心という観点から1問質問いたします。

子供たちの通学路の安全対策についてであります。

まず、信号機の設置、中でも歩行者信号灯器の設置についてであります。

歩行者信号の設置については、日頃、車を運転しながらいつも疑問に思っていることがありまして、周りに住宅もほとんどなくて、歩行者もほとんどいない交差点に歩行者信号がある場合がある一方で、子供たちがたくさん歩いていて、しかも学校の近くにあつて、なおかつ非常に交通量の多い主要県道が交差している場所にさえ、歩行者信号がないケースがあります。なぜこんなことが起きているのでしょうか。

次に、通学路における横断歩道の設置についてです。各警察署がその必要性を認識し、設置が必要と考えている横断歩道の設置がなぜなされないのでしょうか。

こどもまんなかであれば、悲惨な交通事故につながらないように、しっかりと予算を確保して設置すべきではないでしょうか。

子供が巻き込まれる悲惨な事故もあってはならないことでもあります。抑止力の意味でも、防犯カメラ設置促進にも取り組まなくてはなりません。

安全・安心は、子供のウェルビーイングの基本だと思います。子供の通学路安全対策の充実にどのように取り組むのか、杉本警察本部長にお尋ねします。

杉本警察本部長 通学路の安全対策につきましては、今御質問にございましたとおり、県警察においても非常に重要な課題と認識しております。

これまでも、学校や道路管理者等の関係機関と連携した通学路点検や、地域住民から寄せられる御要望等を踏まえて、それぞれの地域の実情に応じた、より効果的な安全対策に努めているところでございます。

具体的には、通学路点検等で把握した危険箇所の交通量や、交通事故の発生状況に応じて、横断歩道の設置や歩行者用信号灯器の増設等を行っているほか、登下校時間帯における横断歩行者等妨害違反や飲酒運転など、交通事故に直結する悪質、危険な交通違反の取締りを強化しております。

また、自主防犯団体等と連携した防犯パトロールや、子供の見守り活動の促進に努めているほか、令和5年度から実施予定の安全安

心見守りカメラ事業では、小中学校の通学路等における防犯カメラの設置も想定するなど、通学路の安全対策の充実に取り組んでいるところでございます。

県警察では、引き続きこれらの施策を推進するため、地域住民の御要望等を踏まえながら、関係機関と連携し、ハード、ソフト両面から、通学路の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

永森委員 歩行者信号については、あまり触れていただけませんでしたけれども、やはりぜひ現場のほうでどんなふうになっているのか、改めてしっかりと点検をしていただきたいと思いますようお願いしておきます。

最後に知事に伺いたいと思っております。

一人一人の価値観に左右されるウェルビーイング、幸せの実現のために行政ができることは何だろうかと考えたと、答えははっきり言って非常に難しいと思っております。やることがたくさんあり過ぎるからであります。しかし、子供のウェルビーイングということに的を絞ると、行政のやることは割に明確であると私は感じております。

1つは、子供たちにしっかりとチャンスが平等に与えられるようにするということでもあります。知事の決まり文句でもありました「チャンスがあり夢を叶えられる富山県」、最近ちょっと聞くことが少なくなったと思っておりますけれども、非常にいい言葉だと思っております。

本日、個別に質問しませんでしたけれども、先ほども申しあげました、先般公表された子供の貧困の問題、冒頭申し上げたとおりであります。

家庭の所得の状況により、子供たちが自らの選択肢を自ら狭めて

いる現状が伺えるわけであります。子供のウェルビーイングの実現のために、即座に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。お金はかかりますけれども、これは行政でできることだと思っております。知事はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

また、もう一つは、何に幸せを感じるか、何にワクワクするのか。これは、人それぞれなんだと思いますけれども、しかし、幸せやワクワクを自ら見つけ出していく力、自分にとってより楽しいよい人生とはどういうものなのか、これを選ぶ力を身につけさせていくということは、教育の力で可能なのではないだろうか、可能性があるのではないかと考えております。これも、行政でやろうと思えばできることではないかと考えております。

受験中心ともいえる日本の教育を富山県から転換をし、子供たちが多様な生き方を知り、人生を自らの力で選択していく力を身につけていくことを基本に、教育の大改革を実現できれば、ウェルビーイング先進県に一步近づくと考えます。

突き抜けた議論ということも、非常に重要だと思いますけれども、他方で、このウェルビーイングの実現のために10年20年先、30年40年先を見据えて、地に足をつけたこの改革に今、手をつけていくということがとても重要だと思っております。

知事の覚悟が問われていると思っております。子供のウェルビーイング、幸福度の向上に、今後どのように取り組むのか、知事の決意を伺います。

新田知事 本県で初めて実施した子供の生活状況調査の結果で明らかとなりましたが、子供や子育て家庭の貧困、孤立の問題、また地域

の関わりの希薄化が明らかになってきています。これらに手を打っていくのが緊急の課題だと考えます。

市町村はじめ民間団体、また地域の方々と協働しながら、社会全体で支え合う、いわゆる包括的な支援がますます重要となっていると考えます。

このため、1月の「ワンチームとやま」連携推進本部会議において、来年度に協議を行う連携項目に、新たに「こども・子育て施策の連携・強化」を加えました。目指す姿としては、未来を担う子供たちの健やかな成長と、全ての子供が幸せな状態で成長し、地域の人々が支え合い、誰一人取り残さないこどもまんなか共生社会の実現、これを掲げて、県と15市町村が一体となって子供施策を強力に推進していく、次年度はそんな取組をしたいと思い、もう準備会合も始めているところであります。

また、本県の教育振興基本計画では、教育で目指す姿として、ウェルビーイングの向上や、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を掲げていまして、課題解決型の学習や協働的な学びを推進し、主体的に考え、多様な他者と協働しながら解決策を生み出していく資質、能力を持つ人材の育成を進めています。

さらに、総合教育会議などで、本県高校教育全体の質の向上や魅力アップについての議論を深め、子供たちから選ばれる魅力ある学校づくりを図って、富山で学んでよかったと思える教育を実現してまいりたいと考えます。

全ての子供が生活や教育などのあらゆる面でウェルビーイングを高め、健康で幸福な生活での成長を社会全体で後押しすることどもまんなか共生社会の実現を目指してまいりたいと思います。

子供からお年寄りまで、希望に満ちた笑顔あふれる富山県、ワクワクすることがたくさんある富山県、チャンスがあり夢を叶えることができる富山県、これを目指してまいります。久しぶりにやりました。

筱岡委員長 永森委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

なお、3月8日の予算特別委員会は、午前10時から開会いたしますので、定刻までに御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後5時15分散会